



## ▶ ごみ・資源物の分け方と出し方

問 桜井市グリーンパーク ☎45-2001

種別	収集	品目	出すときの注意
可燃ごみ	週2回	生ごみ、食用油、紙おむつ、再資源化できない紙類、プラスチック類、ビニール類、木切れ(長さ1m、直径10cm以下)など	生ごみは水切りをしてください。 紙おむつは汚物を取り除いてください。 指定収集袋の口を結んで出してください。
不燃ごみ	月2回	油びん・かん、資源物以外の空きカン・空きビン、ガラス製品、金属類、筒型乾電池、電球・蛍光灯、傘など	指定収集袋の口を結んで出してください。
危険ごみ	2か月に1回	スプレーカン、カセットボンベ、使い捨てライターなど	中身を使い切り、穴を開けないで出してください。
カン	月1回	飲料品用の空きカン	中をすすいでください。
ビン	月2回	飲料品・食料品用の空きビン、乳白色以外の化粧品ビン	ふたを取り、中をすすいでください。
ペットボトル	月2回	マークがついているもの	ふた、ラベルを外し、中をすすいでください。
新聞	月1~2回	新聞、折込広告、チラシ	ひもで十字にしぼって出してください。
ダンボール	月2回		
雑誌・牛乳パック	月1回	雑誌、ノート、教科書、辞典、カタログ、冊子、牛乳パック	
粗大ごみ	個別収集 (1回につき4点まで、2か月に1回の利用)	石油ストーブ、ファンヒーター、ガスレンジ、電子レンジ、タンス、ソファ、掃除機、三輪車、スキー板、布団、扇風機、スプリング入りベッドマットなど	粗大ごみ収集電話リクエスト(☎46-3030)で申し込み、収集利用券(粗大ごみの券)を購入して出してください。

収集日程は、さくらいしクリーンカレンダーを確認してください。

## 家電リサイクル法対象品

特定の家電製品を処分する場合、消費者が小売業者に、小売業者が製造業者に廃家電製品を引き渡すことにより、集められた廃家電製品を製造業者がリサイクルします。

### ▶ 対象製品

- エアコン(室外機を含む)
- テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)
- 冷蔵庫(冷凍庫)
- 洗濯機・衣類乾燥機

### ▶ 家電リサイクルの流れ

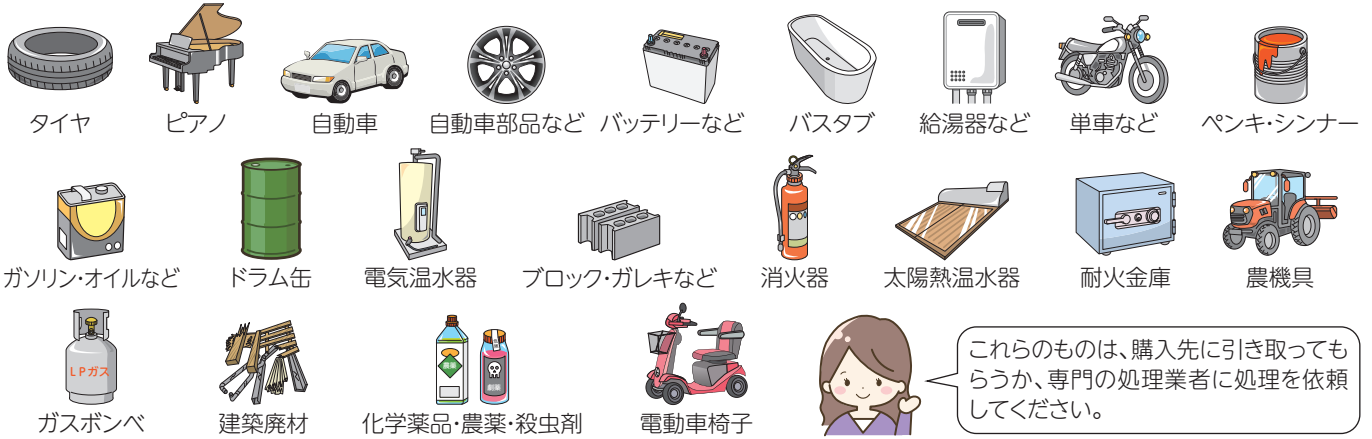
対象製品を処分するときは、「家電リサイクル料金」が必要です。家電小売業者に依頼するか、郵便局でリサイクル料金(メーカーなどを確認)を払い込んだ後、「指定引取場所」または「桜井市グリーンパーク(別途保管料金および運搬料金が必要)」へ持ち込んでください。

**家電小売業者に依頼する場合** 買い替えのときに引き取ってもらうか、買ったお店に引き取ってもらいます。この場合、リサイクル料金と収集運搬費用が必要です。収集運搬費用は小売業者により異なります。

**個人で指定引取場所に持ち込む場合** リサイクル料金のみが必要です。家電リサイクル法指定引取場所は、桜井市ホームページで確認してください。

**上記の方法が取れない場合** 粗大ごみ収集電話リクエスト(☎46-3030)へ相談してください。桜井市に依頼する場合、収集(持込)保管料+運搬料金+リサイクル料金が必要です。

## 桜井市グリーンパークへ持ち込みできないもの



これらのものは、購入先に引き取ってもらうか、専門の処理業者に処理を依頼してください。

## 使用済み小型家電リサイクル

レアメタル(希少金属)などの貴重な資源をリサイクルするため、市内施設に右の絵のような回収ボックスを設置し、使用済み小型家電を無料で回収しています。ご協力をお願いします。

### 回収する小型家電

- ①携帯電話・PHS    ②スマートフォン    ③電話機
- ④ゲーム機(据置型・携帯型)    ⑤デジタルカメラ
- ⑥ビデオカメラ    ⑦ポータブルDVDプレイヤー
- ⑧携帯音楽プレイヤー    ⑨ICレコーダー
- ⑩テープレコーダー(デッキ除く)
- ⑪補助記憶装置(ハードディスク・USBメモリ)
- ⑫電子辞書・電子手帳・電卓
- ⑬ポータブルカーナビ・ETCユニット・VICSユニット
- ⑭パソコン・タブレット    ⑮携帯ラジオ
- ⑯1～15の付属品(リモコン・ACアダプタ・充電器・電気コード)
- ⑰その他(ヘア 드라이ヤー・ヘアアイロン・電気カミソリ・電動歯ブラシ・腕時計・電子血圧計・懐中電灯)

### 回収ボックス設置場所

- 市役所地域交流センター
- 桜井市グリーンパーク
- 中央公民館
- 市立図書館
- 桜井北ふれあいセンター
- 桜井西ふれあいセンター
- 桜井東ふれあいセンター

- ※それぞれの施設の開館時間内に投入してください。
- ※投入口に入らないものはグリーンパークに持ち込んでください。



## 浄化槽清掃手数料

形式など	料金
ばっき型	15,700円から
その他(腐敗型)	16,900円から
合併浄化槽(抜き取り)	2トン車1台当たり 20,000円+800円から

浄化槽は、浄化槽法により1年に1回以上清掃することが義務づけられています。

浄化槽を清掃しないと、河川の汚染や浄化槽の故障(詰まり)の原因になりますので、1年に1回以上実施してください。

(以下は広告スペースです)

地域の環境・くらしを大切に・・・

# 榛原水質環境社

浄化槽保守点検  
各種水質検査

宇陀市榛原萩原196番地  
TEL.0745-85-5177  
FAX.0745-85-5178

次ページへ続く



清掃していない期間に応じて浄化槽清掃手数料に下記の倍率を定め、徴収します。

清掃していない期間	倍率
1年半未満	1.0倍
1年半以上2年未満	1.5倍
2年以上2年半未満	2.0倍
2年半以上3年未満	2.5倍
3年以上3年半未満	3.0倍
3年半以上4年未満	3.5倍
4年以上4年半未満	4.0倍
4年半以上5年未満	4.5倍
5年以上	5.0倍

## 上水道

### 窓口案内

引越しなどの連絡はお客様センターへ

こんなときは水道お客様センターへ  
電話してください



引越し



名義変更



支払い方法の変更

水道お客様  
センター

受付時間 月曜日～金曜日  
8:30～17:15まで

☎42-9211

\*土曜日、日曜日、祝日は受け付けていません



(以下は広告スペースです)

まずはお気軽にお問合わせ下さい  
桜井市・宇陀市 上下水道指定工事店

株式会社 鍛冶水道工業

総合設備工事  
水廻りの増改築工事

本店：桜井市初瀬920

☎(0744)47-7111(代)

FAX(0744)47-8570

様原支店：☎(0745)82-1581(代)

## 入居して水道の使用を開始するとき

下記の内容を確認のうえ、水道お客様センターへ電話してください。

- ①使用を開始する場所(アパートなどの共同住宅の場合は、建物の名称および部屋番号)
- ②使用者の氏名
- ③使用者の電話番号
- ④水道の使用開始日

## 転居して水道の使用を中止するまたは長期にわたって水道を使用しないとき

下記の内容を確認の上、水道お客様センターへ電話してください。

- ①使用を中止する場所(アパートなどの共同住宅の場合は、建物の名称および部屋番号)
- ②使用者の氏名
- ③引越し先、連絡先の住所
- ④連絡先の電話番号
- ⑤料金の精算方法
- ⑥水道の使用中止日

●料金の精算方法は、口座振替・請求書の送付・現地精算のいずれかの方法をお願いします。

●口座振替を利用している人には、精算料金の振替後に、振替済みのお知らせを発送します。

※長期間使用しない場合でも届け出がない場合は基本料金が発生しますので、注意してください。

## 問合せ先

水道に関する各種問い合わせは、下記へ。

問い合わせ内容	担当部署	連絡先
水道料金 使用水量 使用開始・中止 メーター検針 お支払い受付について	お客様センター	☎42-9211
給水装置の工事 給水装置の修理 道路上の水道の水漏れ 濁り水・水圧低下について	上水道課給水係	☎46-0620
水道工事について	上水道課工事係	☎46-0620
水質について	上水道課浄水施設係	☎46-0624
水道施設について	上水道課浄水施設係	☎46-0625
その他お問い合わせ	上下水道部代表	☎42-9211

## 悪質な訪問販売について

注意してください！

”水道器具訪問販売不当に高い訪問修繕”

上下水道部では浄水器のあっせん、蛇口の取り替えや内線給水管の清掃は一切していません。

不審に思ったときは、上下水道部まで問い合わせてください。

業者のうその説明などにより、誤って給水管の清掃などの契約をしてしまったときは、クーリングオフ(契約の無条件解除)が適用される場合があります。



### お問い合わせ先

桜井市消費生活相談 ☎42-9111 内線263

(桜井市役所1階消費生活相談室)

受付時間:毎週火・木曜日10:00~16:00(祝日を除く)

## ▶ 水漏れ・修理Q&A

Q: 宅内や敷地内での水漏れを修理する場合、どの業者に修理を依頼すればよいですか？

A: 桜井市指定給水装置工事業者に依頼してください。宅内や敷地内での水漏れを修理する費用は、自己負担になります。

Q: 宅内や敷地内での水漏れの有無を確認する方法はありますか？

A: 水道メーターのパイロット(銀色のコマ)を点検すると、自分で水漏れの有無を確認できます。右記の写真の様に、水道メーターにはパイロット(銀色のコマ)があります。このパイロットは、台所や洗面所などの内線で水が流れているときは回転し、水が流れていないときは停止しています。内線の蛇口が全て閉まっている状態で、パイロットが回転している場合、水漏れの可能性が考えられますので、桜井市指定給水装置工事業者に水漏れの調査・修理を依頼してください。



Q: 道路上に水がしみ出していたり、道路から水がふき出していたりした場合は、どのようにすればよいですか？

A: 上下水道部(☎42-9211)まで連絡してください。

## ▶ 下水道

問 下水道課 ☎42-9211

### 下水道について

下水道が使用できる区域内に住んでいる人は、3年以上に下水道への接続をお願いします。接続工事は、桜井市が指定した工事店でなければできません。また、下水道を使用すると、使用料がかかります。使用料は下表のとおりです。

	1m <sup>3</sup> あたり使用料	
一般排水	(1) 公衆浴場(共同浴場含む)	90円
	(2) その他の汚水	140円
中間排水		190円
特定排水		240円

- 一般排水…一般家庭からの汚水および工場・事業所からの汚水排出量が1m<sup>3</sup>/月~300m<sup>3</sup>/月
  - 中間排水…工場・事業所からの汚水排出量が301m<sup>3</sup>/月~750m<sup>3</sup>/月
  - 特定排水…工場・事業所からの汚水排出量が751m<sup>3</sup>/月~
- ※その他、工場・事業所の場合、水質使用料がかかる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

## 下水道接続に関する貸付金制度

下水道に接続するために、くみ取り便所・し尿浄化槽を水洗便所に改造する工事に必要な資金を貸し付ける制度があります(新築は対象外)。貸付金制度には条件があります。詳細は問い合わせてください。

## ▶ 火葬

### 問い合わせ先

連絡先 桜井区事務所

電話 42-3520

場所 桜井市大字外山625番地

時間 9:00~16:00頃

### 火葬場使用料

- 大人…(市内)1体 20,000円 (市外)1体 100,000円
- 小人(満12歳以下の人)  
…(市内)1体 10,000円 (市外)1体 50,000円
- 死産児…(市内)1胎 4,000円 (市外)1胎 20,000円

### 焼却

- 人体の一部・胞衣産じょく汚物  
1個(4kg以内)につき  
(市内)4,000円 (市外)20,000円
- ※4kgを超えるときは、1kgを増すごとに50円(市内)・250円(市外)が加算されます。(1kg未満は、1kgとみなして計算します。)

### 遺体保管室

- 1棺につき(24時間以内)  
(市内)1,000円 (市外)5,000円
- 注釈:24時間を超えると、12時間を経過するごとに500円(市内)・2,500円(市外)が加算されます。(12時間未満は、12時間とみなして計算します。)



▲詳細はこちら



## 都市計画

### 問 都市計画課

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画のことです。桜井市は、奈良県が指定する都市計画区域「大和都市計画区域」内にあり、全域が都市計画区域です。都市計画では、市街地が無秩序・無計画に広がっていくことを防止するため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

### 市街化区域

すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

桜井市では、次の9つの用途地域を定めています。

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

市街化区域内で建物を建築しようとするときは、事前に都市計画課で用途地域の種別などを確認してください。

### 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域で、原則として開発行為や建築行為はできないことになっています。

### ▶ 開発行為を行うときは

都市計画区域内で開発行為（主として建築物を建築する目的などで行う土地の区画形質の変更）を行う場合は、県知事の許可を受ける必要があります。また、あらかじめ、「桜井市開発指導要綱」に基づき、桜井市との事前協議が必要となります。

## 古都・風致

桜井市内には、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、風致地区の指定区域があります。建築物などの新築、改築、増築、色彩の変更、宅地の造成、木竹の伐採などをする場合は、事前に許可申請が必要です。

### 歴史的風土保存区域

古都保存法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために指定された区域です。

- 石上三輪歴史的風土保存区域
- 鳥見山歴史的風土保存区域
- 磐余歴史的風土保存区域

### 歴史的風土特別保存地区

歴史的風土保存区域の中でも特に重要な地区です。

- 三輪山歴史的風土特別保存地区

### 風致地区

桜井市風致地区条例により、地区ごとに建築物の高さ、建ぺい率、外壁後退の距離、緑地率などの基準があり、ゾーン別に意匠形態などの基準があります。

- 三輪山之辺風致地区
- 鳥見山風致地区
- 磐余風致地区

### ▽ 風致地区内における行為許可申請

区域内で規定された行為をしようとする場合は、事前に行為許可申請の届出が必要になります。許可申請書および必要書類を都市計画課に提出してください。

## 景観

### 桜井市景観計画

桜井市には市域全体にわたって緑豊かな自然環境が広がり、由緒ある歴史資源、歴史的まちなみなど良好な景観が数多く残っています。今後も青垣と田園が織りなす風景や、古くからの歴史的景観を大切に保全し、未来へ継承していくため、市域全体を「景観計画区域」に設定しています。

景観計画区域のうち、特に景観に配慮すべき地区を「重点景観形成区域」としています。

### 歴史的まちなみなど特徴のある景観を保全する地区

- 大神神社参道地区
- 三輪地区
- 初瀬地区
- 本町通地区

### 代表的な景観資源などへの眺望に対する配慮が必要な地区

- 三輪山眺望保全地区
- 多武峰眺望保全地区

### 広域幹線道路沿道景観地区

- 中和幹線道路沿道地区
- 広域幹線道路沿道地区

### 桜井市の玄関口にふさわしい景観を形成する地区

- 桜井駅周辺地区

### ▶ 景観計画区域内における行為届出

市内で一定規模を超える建築物の建築などの行為をしようとする場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要になります。届出書および必要書類を都市計画課に提出してください。

また、景観計画以上に具体的な方針や基準が示されている景観ガイドラインを順次作成しています。

景観法による届出に関して審査側と届出者の共通認識を深める役割が期待できます。

現在、以下のガイドラインがあります。

- 桜井駅周辺・本町通地区景観ガイドライン
- 三輪・大神神社参道地区景観ガイドライン
- 初瀬地区景観ガイドライン

### 屋外広告物の掲出

屋外広告物を掲出する場合は、市長の許可が必要です。許可基準に適合する仕様となるよう「屋外広告物許可申請の手引き」を確認し、申請書および必要書類を都市計画課に提出してください。変更・継続の場合も許可が必要です。



## > 農業

### 農地の取得・貸借、転用

問 農業委員会事務局

#### > 農地の取得・貸借

農地を耕作目的で取得・貸借するには、農業委員会の許可が必要です。

#### > 農地の転用

農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法による県知事などの許可または届け出が必要です。

事前に農業委員会事務局に相談してください。

#### > 農地の相続

農地を相続した時は、農業委員会事務局に届け出てください。

### 農業・林業の事業相談

問 農林課

#### > 林業に関する事

森林(森林計画図の対象民有林にかかるもの)伐採および伐採後の造林の届出、森林の土地の所有者届出書など

#### > 農業に関する事

農地の取得・貸借の申請、農用地区域の除外申請、その他営農などにかかる事業についての相談

#### > 鳥獣対策に関する事

イノシシ・シカ・アライグマなどの鳥獣被害に関する相談

## > 事業者向け各種融資制度

問 商工振興課

市内中小企業者や市内で新たに事業を始める人(創業者)を対象とした、事業に必要な資金の円滑な調達を支援する制度です。

### 制度一覧

制度名	融資限度額	融資期間
中小企業融資	700万円	5年
創業者向け融資	1,000万円	7年
木材産業特別融資	1,000万円	4年
宿泊事業者融資	3,000万円	10年

※資格要件や貸付利率などの詳細は問い合わせてください。

## > 犬の登録

問 環境総務課 ☎45-2001

犬には、狂犬病予防法に基づいた登録(生涯に1回)と、狂犬病予防注射(年1回)を受けることが義務づけられています。

### 登録

登録の鑑札には登録した自治体と、犬の固有番号が表記され、犬が保護された場合に飼い主がわかるようになっています。

犬には必ず鑑札をつけ、飼い主、住所などに変更があった場合や引っ越しなどの際には、犬の登録変更届も忘れず提出してください。また、転出するときは転出先の担当課へ鑑札を持参してください。

また、犬の引き取りは、奈良県中和保健所に相談してください。

### > 手数料一覧表

登録手数料	3,000円
登録再交付手数料	1,600円
注射済票交付手数料	550円
注射済票再交付手数料	340円

### 狂犬病予防注射

現在、日本では狂犬病発生の報告はありませんが、海外では報告があります。狂犬病は、犬だけではなくすべての哺乳類(ヒトも含む)に感染します。

狂犬病に感染した場合、治療法はありません。予防のために、飼い犬には必ず1年に1回狂犬病の予防注射を受けさせてください。予防注射は、春先に行われる集団予防注射を利用するか、かかりつけの動物病院に相談してください。

### 死亡届

死亡届を提出してください。電話でも受け付けます。



## > 公害

問 環境総務課 ☎45-2001

日常生活において、悪臭、騒音、振動などの公害で困っている場合は環境総務課へ相談してください。

## > 住宅の管理

問 営繕課

### 空き家などの管理

空き家などを放置すると、周囲へ危険を及ぼす、生活環境が悪化する、地域の景観を損なうなどの問題が発生します。これらは、所有者など(管理者、相続人を含む)の責任が問われることになります。

責任を持って、適正に管理しましょう。

### 空き家情報バンク

空き家所有者と利用希望者の連絡調整・各種情報の提供を行っています。売却または賃貸を希望する空き家の所有者、空き家の利用を希望する人は問い合わせてください。

### 木造住宅の耐震

大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりのための第一歩として、地震時において倒壊し防災活動に支障となる可能性がある木造住宅の耐震診断・耐震改修を早急に行う必要があります。

国・県と連携し、木造住宅の耐震化促進に取り組んでおり、木造住宅の無料の耐震診断や耐震改修工事の補助を行っています。

また、倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去工事に対する補助も行っています。詳細は問い合わせてください。

## > 道路の管理

問 土木課

### 道路に穴があいていたり、側溝が壊れているときは

道路の穴や側溝が壊れているのを見つけたときは、下記へ連絡してください。

### > 問い合わせ先

- 市道…土木課  
(☎42-9111 内線3121・3122・3123・3124)
- 国道・県道…奈良県中和土木事務所管理課  
(☎48-3073)

## > 自治会に加入しましょう ～みんなで助け合い! 支え合い!～

問 市民協働課

### 自治会とは

自治会は、「住みよい地域」を実現するために、そこに住む人々が地域内のさまざまな課題解決に取り組むとともに、親睦を図りながらよりよい地域づくりを進めています。「顔の見える関係」を作るために、自治会へ加入し、普段から自治会活動に参加しましょう。

### 主な自治会活動

1. 親睦…夏祭り、餅つき大会
2. 防犯・防災…防災訓練、子どもの見守り、防犯灯の維持管理
3. 情報共有…情報の回覧
4. 福祉…高齢者の見守り、ふれあいサロンの開催
5. 環境美化…清掃活動、ごみ集積所の管理

### 自治会への加入方法

住んでいる地域の自治会まで問い合わせてください。区(自治会)長の連絡先が分からない場合は、自治連合会事務局まで問い合わせてください。

桜井市自治連合会事務局(市民協働課)

☎42-9111(内線2611)





## ➤ 駐車場・自転車駐車場

問 都市計画課

### 市営駐車場

名称	住所	営業時間	一時使用料			前払券	定期使用料 (1か月)
			1時間まで	以降1時間毎	24時間最大料金		
桜井駅北口駐車場	桜井1228-4	24時間	200円	100円	1,000円	200円券 50枚綴 6,000円	9,000円
桜井駅南口駐車場	桜井168-3						

※前払券、定期券は都市計画課窓口で販売しています。

※定期券は、申請時に自動車検査証・初月使用料の納付が必要です。利用台数に制限があります。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている市内在住の人は、使用料が全額免除となります。出庫時に精算機に取り付けているインターフォンを押し、係員の指示に従い手帳を提示してください。

### 市営自転車駐車場

名称	住所	営業時間	区分	一時使用料 (1日1回)	定期使用料 (1か月)
桜井駅北口自転車駐車場	桜井1228-4	6:00から23:00	自転車	150円	2,000円
桜井駅南口自転車駐車場	桜井168-3		単車	200円	2,700円

※定期券は各自転車駐車場窓口で販売しています。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている市内在住の人は、使用料が全額免除となります。利用時に係員に手帳の提示が必要です。

## ➤ 放置自転車対策

問 危機管理課

「桜井市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、近鉄・JR桜井駅、近鉄大福駅周辺に自転車等放置禁止区域を設けています。放置禁止区域内に放置された自転車などは、撤去の対象となります。

### 放置自転車などの返還手続き

【引取場所】

桜井市役所危機管理課(桜井市大字粟殿432番地の1)

【返還時間】

9:00~16:00(土日祝日・振替休日および12/29~1/3は除く)

【持参するもの】

①引取通知書

②住所・氏名を確認できるもの

③自転車の鍵

④移動費および保管費

移動費 2,000円

保管費 1,000円(移動日から14日以内に引き取る場合、保管費はかかりません)

【保管期間】

移動日から60日間(保管期間が経過したものは処分します)



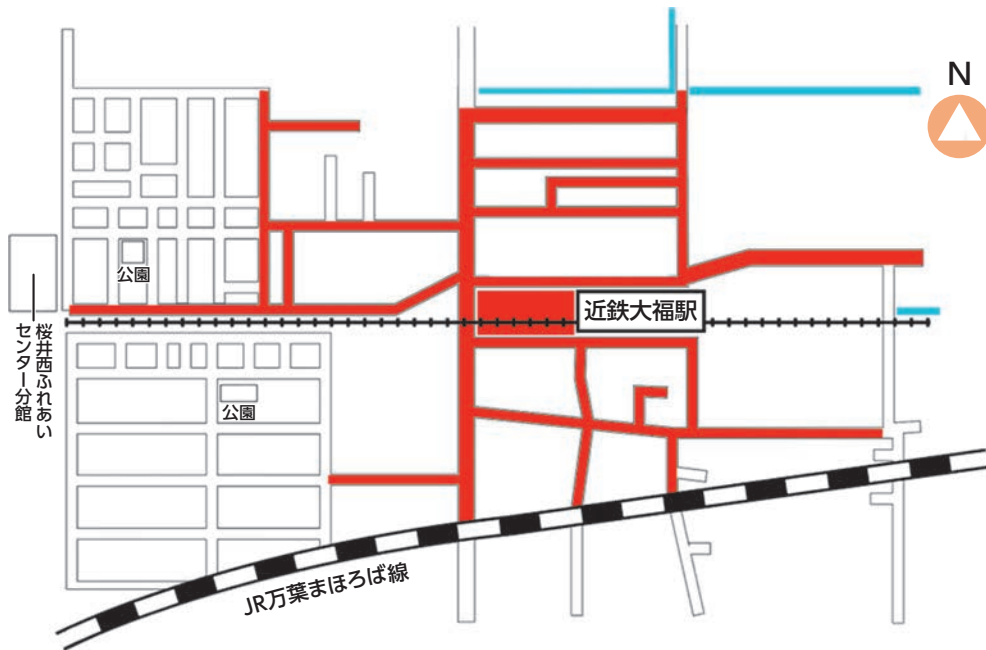


## 放置禁止区域

【近鉄・JR桜井駅周辺】



【近鉄大福駅周辺】



暮らし・環境